

# 2016 年第 3 回定例会 (2016 年 9 月 16 日)

## 君嶋ちか子議員の一般質問と答弁

\* 一問一答形式に編集  
(文責：日本共産党神奈川県議団)

君嶋議員：日本共産党の君嶋ちか子です。一般質問を行いますのでよろしくお願いいたします。

### 「県立の図書館について」

第一に県立の図書館について伺います。最初に県立の図書館のあり方についてです。

神奈川県では、二つの県立図書館が社会教育の拠点となってきました。横浜紅葉坂の県立図書館は「人文と社会」、県立川崎図書館は「科学と産業」を主な特色としてきました。

県立の図書館二館体制で、市町村図書館とのネットワークの要としても大きな役割を果たしてきました。

ところが今、二つの県立図書館の役割を否定するような動きが続いています。県立図書館は、P F I 方式の導入、県立川崎図書館は、企業支援に特化し蔵書の分散を余儀なくさせる場所への移行が提案がされているからです。

図書館法第 7 条の 2 の規定に基づく「図書館の設置及び望ましい基準」は都道府県図書館の役割を次のように記しています。「当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を行うものとする」。

それぞれかけがえのない役割を担いかつ市町村立図書館とともに発展してきた県立の図書館は、県民の財産です。

そこで教育長に伺います。市町村立図書館にない機能をもつ県立の図書館の役割をどう認識しているか伺います。

桐谷教育長：県立の図書館のあり方についてです。まず、県立の図書館の役割ですが、県立の図書館は県民の調査、研究活動に資する専門性の高い図書や資料を収集し、県民の皆さまに提供する専門的図書館です。

また、県内の市町村別図書館との相互貸借システムの運用や、図書館司書の研修等を行うなど、広域的図書館としての役割を担っているものと認識しています。

**君嶋議員：**続いて、県立図書館へのPFI方式の導入について伺います。

「県立図書館の再整備に向けた基本的な考え方（素案）」によると、「PFI方式を導入する意義は十分にあるものと考えられる」としています。

現在、PFI事業活用の範囲は未定とされていますが、建設に関わっては、支払いに対して得られる価値を計る所謂VFMの比較は非常に困難といわれています。

PFI事業選定委員を務め、PFI推進の立場にある日本総合研究所井熊均氏でさえ「ハードの価格リスクなどで恣意的なVFMの検討が行われている」と述べています。

PFI方式導入の先駆けとなった県の保健福祉大学では、仕様には沿っていても全く別の形状が提案されており、VFMの比較は成り立たないと指摘されていました。

また井熊氏は、「PFIのメリットは建設費よりも運営維持管理に依存するところが大きい」とも述べています。

この運営という点では、PFI方式を採用したいいくつかの公立図書館について、問題点が指摘されています。

低価格実現のために事業者が専ら低賃金の契約職員を用いるなど、まさに官製ワーキングプアを生み出している、また、コスト削減を重視する結果、専門性に基づくサービスや地域への貢献を担保する司書の確保・育成が困難になっているなどの指摘です。

更に致命的なのは、理念や役割に沿った運営が成り立たなくなるとの指摘です。運営に関わる企画・立案は、現場を良く知る図書館職員によってこそ可能となります。図書館運営を企業に委ねるという事は、行政が運営の人材とともに企画・立案の能力を失うという事を意味します。

そこで教育長に伺います。県立の図書館の役割を十分果たすためには、全国の先行例の経験にも学び、PFI方式によるのではなく、県が責任を持って改修・建設・運営すべきと考えますが、所見を伺います。

**桐谷教育長：**県立図書館へのPFI方式の導入についてです。県立図書館については、再整備後も、専門的、広域的機能を基本として、その役割を果たしていきます。

昨年度、県教育委員会が行った図書館新棟の整備における予備調査では、PFIの導入効果は認められるとの結果を得ていますが、本館や収蔵庫とす

る新館も含めた図書館全体の整備・運営から見た場合はどうか、という点がありますので現在そうした観点から、PFI方式と直営方式、それぞれのメリット等について比較検討を行っているところです。

**君嶋議員：続いて、県立川崎図書館の存続について伺います。**

1959年に開館した県立川崎図書館は、京浜工業地帯の近くに立地する特色を生かし、産業技術や自然科学の分野を中心とした26万冊近くの蔵書のほか、知的財産権に関する資料や自然科学分野の各国の学会誌などを豊富に所蔵しています。また、蔵書には国内最大級の約1万8000冊の社史とともに、労働組合史を擁するなど、全国でも類を見ない図書館となっています。

先日視察で訪れ、特色ある蔵書を目の当たりにしながら、図書館運営についても伺いました。当館主催の各種講演会やサイエンスカフェ、知的財産講座なども充実しています。説明を受けながら、職員の皆さんの誇りや蓄積を感じることができました。同時に、川崎公害裁判の全記録が弁護団から寄贈されたこと、書庫の増築を川崎市が行ったこと等、川崎の地で築かれてきた歴史の重みを感じました。

また、当館司書のスキルも高い評価を受け、国立教育政策研究所の司書研修のコースにも組み込まれています。

このような貴重な図書館が、2012年、県の緊急財政対策の対象とされ、川崎区殿町への移転とともに閲覧・貸出機能の廃止提案がなされた時は、本当に驚きました。

現在は、企業支援に特化し、川崎市のかながわサイエンスパーク（KSP）に移転するとされていますが、KSPでは容量が足りず、資料・蔵書の分散及び図書館機能の解体が危惧されています。産業・科学分野が充実していることと企業支援に特化するという事は全く別物です。「これではもはや図書館とは言えない」との声が上がっています。

そもそも、企業支援に特化することの検討過程も、KSP移転の根拠についても明らかにされていません。

これに対し今年3月、機能を分散させず市内に残すことを求める趣旨の請願が、多数の署名とともに川崎市議会に提出され、全会一致で趣旨採択されました。また、同趣旨の全会一致の意見書も川崎市議会から知事あてに提出されました。

図書館法第3条は「土地の事情や一般公衆の希望に沿い、さらに学校教育を援助し、および家庭教育の向上に資することとなるように留意」することを求めています。

そこで教育長に伺います。県民の要望や趣旨採択された請願、及び川崎市議会の全会一致で提出された意見書の重みを、どのように受け止め施策に反

映させるのか伺います。また、図書館法第3条の趣旨を踏まえ、蔵書と機能を分散させず、川崎市内に存続させるべきと考えますが、所見を伺います。

**桐谷教育長：**県立川崎図書館の存続についてです。まず、県民の方々からのご意見や川崎市議会からの意見書については、その主旨を真摯に受け止めております。また、川崎図書館については川崎市高津区にあるK S Pへ移転する方針としております。移転に際しては、これまでの川崎図書館の強みを生かし、本県の産業振興の視点から、ものづくり技術を支える企業に特化した特色ある図書館にしていきたいと考えています。

## 「保健所移行問題について」

**君嶋議員：**第二に 保健所移行問題について伺います。

県保健所の茅ヶ崎市への移行が進められています。

この経緯について、茅ヶ崎市のホームページによると、神奈川県は緊急財政対策として保健所を県衛生研究所内に移転させることを公表、市民には「衛生研究所は場所的に不便」と反対する声が多く、移転を避けるために、市自らが保健所を設置・運営する保健所政令市へ移行することを県に要望、それが受け入れられ、現在地での保健所の運営が継続されることになったと述べています。

最初に保健所の役割について伺います。

近年、国際化などによる新たな感染症の広がり、O-157などによる食中毒の増加、さらに化学物質や放射性物質による汚染など、健康被害への新たな対応が求められ、保健行政の責任も増しています。

また別の側面として、経済格差が広がる中で、健康維持を自己責任に委ねることなく、公衆衛生をしっかりと根付かせ、県民の健康を保障していくことも自治体の大きな役割です。

これらの役割の最前線を担うのが保健所です。未病対策を掲げ、健康寿命の延伸を謳うならば、県下の保健福祉事務所・保健センターなどの拡充こそ望まれます。

そこで知事に伺います。公衆衛生を担い、住民の健康確保や食品衛生・環境衛生を充実させるという保健所の役割をどのように考え、位置づけているのか所見を伺います。

**黒岩知事：**保健所移行問題について何点かお尋ねがありました。まず保健所の役割についてです。

保健所は、疾病の予防、健康増進、食品衛生、環境衛生など、地域におけ

る公衆衛生活動を行う機関と位置付けています。

本県では生活福祉など福祉事務所機能を併せ持つ保健福祉事務所として設置しており、地域における健康、福祉、生活環境の増進などのサービスを一体的に提供しています。

また、県の重要施策である「健康寿命の延伸」、「未病の改善」についても、地域の特性に応じた普及啓発や事業展開など、県民生活に直結したサービスを提供しており、重要な役割を担っていると認識しています。

**君嶋議員：続いて茅ヶ崎へ移行後の施設・設備に関わって伺います。**

冒頭の経過を経て、2015年12月に、「茅ヶ崎市の保健所政令市移行に関する覚書」が神奈川県と茅ヶ崎市に交わされ、覚書4条において、茅ヶ崎保健福祉事務所の土地・建物および備品について茅ヶ崎市の使用を認めるとしています。

先日、茅ヶ崎保健福祉事務所を訪問しましたが、施設の老朽化は激しく、雨漏りに備え、バケツが多数並んだ場所があちこちにあり、天井も剥がれて垂れ下がっているのには驚きました。湿気や照度など、母子などの健康相談を行う場所としてふさわしいとは言えず、また業務フロアもスペースや設備が十分ではなく、利用者や職員に少なからぬ負担が生じているのではないかと懸念されます。

この状況は、これまで必要な対策を講じてこなかった結果ではないでしょうか。県が緊急財政対策の延長線上で、耐用年数僅かの建物を手放そうとしているかのように見えてしまいます。県が保健所行政をどう位置付けてきたかが問われます。このままの状態でも茅ヶ崎市に移行させるのでは、県の責任が問われます。雨漏り修理だけでは十分とは言えません。

そこで知事に伺います。大幅な改修あるいは市が建て替えを行うのであれば補助するなど、特段の手当てが必要と考えますが、所見を伺います。

**黒岩知事：茅ヶ崎市への移行後の施設・設備についてです。**

茅ヶ崎市が保健所を開設するにあたり、茅ヶ崎市からは、県の茅ヶ崎保健福祉事務所の建物を当面使用したいとの要望を受けました。

そこで、県では茅ヶ崎市に建物を十分な状態で使用していただけるよう、市のご要望通り平成26年度に空調設備を改修し、更に今年度は屋上防水工事を行うこととしています。

茅ヶ崎市が現茅ヶ崎保健福祉事務所の建物を使用する期間は、現在のところ決まっていますが、市は、市民の方の利便性を考慮しながら、あらゆる可能性を検討し、今後、考えをまとめていくとなっています。

**君嶋議員：続いて移行前後の体制について伺います。**

覚書5条において、研修のために移行以前に県は茅ヶ崎市の職員を受け入れ、移行後5年間は、県の職員を茅ヶ崎市に派遣するとしています。

この体制で保健所に求められる科学性・専門性が維持され、生活環境の安全性が確保されるのか、疑問の声も寄せられています。

そこで知事に伺います。今後もその推移を見ながら、住民サービスの低下を招かないよう支援を行っていくことが重要だと思いますが、所見を伺います。

**黒岩知事：移行前後の体制についてです。**

茅ヶ崎市は自ら保健所を設置し、従来から実施している保健センターのサービスと一体的に提供することなどで、市民への保健サービス向上を目指しています。

そのため、市では、業務の遂行に必要な保健師、栄養士、獣医、薬剤師など、多様な職種について計画的な採用を行っています。

県としては、茅ヶ崎市の人材育成を支援するため、昨年度と今年度の2年間、茅ヶ崎保健福祉事務所を含む保健福祉局内の所属で、市職員を受け入れています。

更に移行後も5年間、保健所に関する経験・知識が豊富な県職員を市に派遣し、保健所での実際の業務を通じながら、引き継ぎや専門的・技術的な助言・指導を行っていきます。

これにより市保健所の運営が円滑に進み、住民サービスの維持・向上も図られるものと考えています。

**君嶋議員：続いて寒川町の保健行政について伺います。**

県茅ヶ崎保健所が管轄している寒川町の業務について、県は茅ヶ崎市に委託する方法を採用しています。委託は、全国初の試みとのことですが。

しかしながら、県の管轄である寒川町を、飛び地を避けるために茅ヶ崎市に委ねるとするのは、新しく保健所業務をスタートさせ、業務に慣れない茅ヶ崎市の負担をさらに増すものです。茅ヶ崎市にとっても寒川町にとっても、住民本位の選択とは言えません。地方自治の本旨に反しているといわざるを得ません。

今回の委託は、住民の健康を守るためにどのような方法が適切かという検討を十分行うことなく、県が実質的に手放したとの印象を免れません。

具体的には、食品衛生・環境衛生など業界団体を通じて行う指導も多く、隣の市から指導を受けるのは筋違いという声があります。

また寒川町の住民や議会は十分な説明を受けていないとも聞いています。

そこで知事に伺います。寒川町の業務を委託することについて住民サービスの向上という観点は認められるのでしょうか。その認識を伺います。また問題の生じやすい委託ではなく、寒川町の保健行政は県が責任を持つべきと考えますが、所見を伺います。

**黒岩知事：**寒川町の保健行政についてです。

茅ヶ崎市と寒川の両市町は、これまでも消防、ゴミ処理や藤沢市も含めたパスポートの発給事務といった分野で広域連携の取り組みを進めています。

また、医師会や食品衛生協会など、保健衛生の関係団体も両市町の区域を一体として活動しています。

県ではこうした状況を踏まえ、今後も保健所業務は両市町の区域で一体的に運営されることが住民の方々にとっても望ましいと考え、寒川町の合意を得た上で、町に係る県の保健所業務を茅ヶ崎市に委託することとしました。

今後とも両市町と情報の共有、意見交換を行いながら委託が円滑に進むよう取り組んでまいります。

**君嶋議員：**続いて県保健所の中核市保健所への移行について伺います。

県内では、茅ヶ崎市に続き中核市を目指す動きもあり、それに伴い保健所業務の移行も予想されます。

20万人以上とされる中核市の規模では、複数の保健所を持つことは通常困難です。結果的に一市一保健所となりますが、これについては、過去に移行を経験した自治体や保健所業務経験者から、問題が指摘されています。

ひとつは、限られた規模と財政の中で業務水準を確保できるかという問題です。

移行自治体からは、保健所政令市移行に伴うデメリットとして、財政負担の増大があげられています。また恒常的な残業、国との調整の負担、移行時想定業務以外の新しい事態への対応などの困難が挙げられています。

また、二つ目に専門職の安定的確保が困難という問題です。専門職については、一定の複数で存在することが、技術継承やレベルアップを保証するといわれていますが、保健所は少数専門職も多く、一所ではその厚みを保つことが困難な場合も生じます。同業種間の情報交換なども成り立たなくなります。これらに対する県の柔軟な支援が必要です。

そこで知事に伺います。県民に安全で健康的な環境を保障するという自治体の役割を踏まえ、今後も保健所業務の市への移行については、住民サービスの向上につながるか否かという基準を堅持すべきです。この点で知事の所見を伺います。

**黒岩知事：** 県保健所の中核市保健所への移行についてです。

自ら市が保健所を設置することは、住民に身近なサービスは、住民に身近な市町村でという地方分権の趣旨に沿ったもので、県としても積極的に支援していきたいと考えています。

移行後の保健所サービスの水準が維持されることが重要であることから、これまで県が培ってきた保健所運営のノウハウの提供や人材育成への協力、財政的支援など状況に応じた必要な支援を行ってまいります。

また、今回は市の保健所設置にあたり、隣接する自治体の保健所業務を委託する全国初の試みであり、今後のモデルケースとなるため、是非成功させたいと考えています。

## 「子どもの貧困対策について」

**君嶋議員：** 第三に子どもの貧困対策について伺います。

アベノミクスの下で貧困と格差が広がり、子どもの貧困率は、国民生活基礎調査によると過去最悪の16.3%に達しています。

小泉政権以来の構造改革などを通じて、非正規雇用は増大を続け今や4割に達しようとしています。その中で賃金や労働条件が下がり続け、「働いても貧しい」ワーキングプアといわれる存在が、日本の貧困の特徴です。子どもの貧困についても、根本的な対応として、日本の雇用環境の改善が必須です。

同時に、健やかな成長が貧困の中で日々歪められている訳ですから、子どもを直接支える施策も急がなければなりません。

**最初に「神奈川県子どもの貧困対策推進計画」について伺います。**

県は2015年3月に「神奈川県子どもの貧困対策推進計画」を策定し、取り組みのひとつとして「ひとり親家庭アンケート」調査を実施していますが、この結果は今後の対策にぜひ活かすべきです。

アンケートの「これから拡充すべき制度」との問いに対し、44.7%と一番多かったのは「児童扶養手当などの現金給付の拡充」、次いで多かったのは「学校教育にかかる費用の助成・免除の拡充」でした。

また主な自由意見では「中学校給食の実施」や「医療費助成も大変助かっている。さらに拡充を」という意見がありました。いずれも経済的支援が求められています。

この調査について「声を聞いてくれる感じがする」という意見もありました。是非期待に応えていただきたいと思えます。

そこで知事に伺います。アンケートの期待に応え、財政支出を伴う具体的な施策により、経済的な支援を確実に進めてほしいと思えます。この点につ

いて知事の決意を伺います。

**黒岩知事：**子どもの貧困対策について、何点かお尋ねがありました。

まず、神奈川県子どもの貧困対策推進計画についてです。

県では昨年3月に「子どもの貧困対策推進計画」を策定し、教育の支援、生活の支援、保護者の就労の支援、経済的支援の4つの主要施策を定めて取り組みを進めています。

そして28年度当初予算では、子どもの貧困に関する事業を約706億円計上しています。その中でアンケートの要望にも応えるポータルサイトの開設についても取り組んでいます。

また、アンケートで拡充を求める声が多かった児童扶養手当などの現金給付の拡充については、全国的な制度として国が取り組むべき課題であることから、昨年12月に国に要望し、その後一部増額が図られました。今後も引き続き必要な働きかけを国に対して行ってまいります。

**君嶋議員：**続いて子育て支援にかかる基本的姿勢について伺います。

経済的格差を教育格差や健康格差に至らせない政治の力が、今こそ求められています。

対策は、国が講ずべきものや、市町村が中心になるものなど様々ありますが、日々育つ子どもたちにとって対策は待ったなしです。国と市町村の出方待ちではなく、県が積極的に役割を果たすという姿勢がのぞまれます。

知事は昨年暮れの記者会見で、子どもの貧困について「状況を打破できるような政策を考えていきたい」と表明しています。

そこで知事に伺います。子育て支援や子供の貧困対策において、県内市町村の格差を解消し、県内の水準の底上げを図るという観点から、国や市町村任せではなく、県も積極的対策を講じるべきと考えますが、知事の所見を伺います。

**黒岩知事：**子育て支援に係る基本的姿勢についてです。

県では昨年3月に「かながわ子どもみらいプラン」を策定し、子ども子育て支援新制度を円滑に施行できるよう、実施主体である市町村の支援を行っています。また、そのプランにおいて県内全体に係る取り組みとして県内どこでも待機児童ゼロや、子ども・子育て支援人材の確保と質の向上にも取り組んでいるところです。

子どもの貧困対策においても、市町村間の情報共有や好事例の紹介を行うことを目的に県・市町村連絡会議を設置するとともに、市町村に対して担当窓口の設置と地域の実情に応じた取り組みを働きかけました。

合わせて高校生や大学生もメンバーに加えた、子どもの貧困対策会議を設置するなど県独自の取り組みをすすめています。

今後も県が先頭に立って市町村の子育て支援や貧困対策の取り組みの充実強化を支援するとともに、子どもたちが将来に希望が持てる社会を実現できるよう、関係機関等と連携しながら取り組みを進めてまいります。

**君嶋議員：続いて貧困率の県独自調査について伺います。**

政府統計で子供の全国貧困率は明らかにされていますが、従来県別は示されず神奈川県の数値も明らかになっていません。

沖縄県はこの算出を独自に行い、数値による把握と同時に記述式アンケートにより、リアルな実態把握を行っています。保護者には家族構成・就労状況・家計の収支状況・ライフラインの停止経験などを問い、児童生徒には学校生活・友人関係・家族関係・食事・将来のことなどを問いかけています。

この中で、例えば就学援助制度が不十分な利用にとどまる理由が把握できるなど、具体的な課題も明らかになることが報告されています。

そこで知事に伺います。県独自の貧困率調査を行うことによって、実態と具体的な政策課題の把握が行われ、子どもの貧困対策を大きく進めることが可能になると思われまます。神奈川においても独自の調査を行うべきと考えまます。所見を伺います。

**黒岩知事： 貧困率の県独自調査についてです。**

貧困対策をするためには生活に困窮しているひとり親家庭などの個別の実態やニーズをきめ細かく把握して、施策に反映することが重要であると考えています。

そこで県ではひとり親家庭を対象としたアンケート調査に加え、今年度はヒヤリング調査を新たに実施し、状況を把握することとしています。

なお、貧困率については都道府県ごとの全国比較ができることが重要であるため、国に対し都道府県別のデータを公表するよう求めており、独自に調査することは考えておりません。

**君嶋議員：続いて具体的な方策について伺います。**

子どもの貧困対策として特化された制度は、申請を必要とする場合が多く、本当にそれが必要な子どもたちには届かない場合も少なくありません。

例えば、児童手当や高校授業料無償化は所得制限で対象が限定され、所得申告が必要となりますが、派遣を初めとした非正規雇用で細切れ就労をしている保護者ほど、申告が困難であり、結果的に制度にたどり着かないという事例があります。

一方で、特化した貧困対策だけではなく、多くの子どもや保護者から望まれている全児童を対象とした制度を充実させることは、確実に子どもの貧困対策にもなり得ます。このことは先程の「ひとり親家庭アンケート」にも示されています。この点では、中学校給食補助・小児医療費助成制度の拡充が有効と考えます。この2点については、県市長会からも県への予算要望として掲げられているところです。

そこで知事に伺います。対象を限定した貧困対策としてだけではなく、神奈川の子どもを取り巻く環境を確実に改善させる全児童を対象とした施策を行うべきと考えますが所見を伺います。その点から小児医療費助成制度の拡充や中学校給食への補助を行うべきと考えますが、所見を伺います。

**黒岩知事：**具体的な方策についてです。

子どもの貧困対策推進計画では、貧困家庭に対象を限定したものだけでなく、学校教育における学力保障や保育等の確保など、全ての児童を対象とした施策を位置付けており、ニーズ、更には県の役割や財政面などを総合的に勘案して取り組みを進めています。

小児医療助成については、県では保護者の医療費負担を考慮して通院は小学校入学前まで、入院は中学卒業までの子どもを対象に医療費の助成を行っており、制度の拡充については考えておりません。

小児医療費助成は本来国において統一して対応すべきものであることから、国に制度化を要望していきます。

また、中学校給食については、学校給食法に基づきその施設や設備、運営に関する経費を学校設置者である市町村が負担することとなっております。

市町村では子どもたちの昼食を確保する観点からも、財政負担の軽減を図る様々な工夫を行ってきておりますので、引き続きこうした事例を提供することで市町村を支援してまいります。

## 「青葉署による県立高校への問い合わせについて」

**君嶋議員：**第四に、青葉署による県立高校への問い合わせについて伺います。

7月15日、青葉署の生活安全課員から、県立高校3校に「18歳の投票率が高かったが、学校で何か特別の取り組みを行ったのか」との電話が入りました。

青葉区の18歳投票率は、67.54%と、県内市区町村で最も高く、県全体でも18歳投票率は58.44%と高い数字を示しています。県立高校生のみが有権者ではないとはいえ、教育委員会と各校の取り組みも貢献して

いると思います。

このように投票率が高いことは、好ましいことであり、警察から問い合わせを受ける事情は全く存在しません。学校と警察は防犯問題で連携を取っていることは、聞いています。しかし、いきなり警察から、選挙に関する問い合わせがあれば、学校側は戸惑い、さらには「主権者教育にかかる一定の圧力か」との疑念が生じても不思議ではありません。

そもそも三校の在校生は、区内在住者とは限りません。青葉区の投票率を真に分析しようとするならば、今回の行動は的外れです。学校の主権者教育に対する圧力が疑われるゆえんです。

**最初に警察署の行為の経過及び根拠について伺います。**

警察法2条1項は「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取り締まりその他公共の安全と秩序の維持にあたることをもってその責務とする」とし、2項において「警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られる」としています。

そこで警察本部長に伺います。生活安全課員はどのような経緯を経て高校への問い合わせに至ったのでしょうか。また県警は、事前にこのことを知っていたのでしょうか。明確に教えてください。

また、警察法は厳格に警察の行為を限定しています。青葉署生活安全課の行為の根拠法は何でしょうか合わせて伺います。

**島根警察本部長：警察署の行為の経過および根拠についてお答えします。**

7月14日の朝刊に、青葉区内の投票所での18歳の投票率が、全国の18歳の投票率と比べて高かった、との記事が掲載され、青葉警察署長が青葉署管内におけるトピックの一つとして知っておこうと考え、差し支えない範囲で学校の取り組みを確認しておいてほしい旨署員に伝えたことから、問い合わせに至ったものです。

このことについては、警察署が独自に行ったものであり、警察本部は承知しておりませんでした。

今回の件については、警察署と学校の連携関係に鑑み、青葉警察署長が自署管内におけるトピックの一つとして、差し支えない範囲で知っておきたいという考えから、問い合わせを行ったものであり、警察法に定める警察の責務に関し、任意のご協力をいただいていたものであります。

**君嶋議員：続いて警察署の行為に関する警察本部の認識について伺います。**

今回の青葉署の行為は、防犯には何ら貢献しないばかりか、学校現場を委縮・混乱させる行為です。かつ正当性が極めて疑わしい越権行為であり、断じて許されるものではありません。

そこで警察本部長に伺います。

今回の青葉署の行為に必要性を認めるのか認識を伺います。また今回の行為について県警としての所見を示してください。

**島根警察本部長：**次に、警察署の行為に関する警察本部の認識についてお答えいたします。地域の治安を守る警察署の業務は多岐にわたるものであり、地域住民や関係機関との良好な関係の上に成り立っているものと考えております。

そのため、管内治安責任に任ずる青葉警察署長が、地域住民や関係機関との良好な関係に資することになればとの判断の下、先ほど答弁した趣旨で問い合わせが行われたものであります。

今回の問い合わせは、任意のご協力をいただくものであり、問い合わせの趣旨や、差し支えのない範囲での依頼である旨を説明して、相手方のご懸念を招くことのないよう行われたものと認識しております。

**君嶋議員：**続いて教育委員会の認識について伺います。

いうまでもなく、教育は行政や政治から独立してこそ、教育本来の目的が果たせるという観点から、教育委員会は他の行政から独立しています。その点から、警察の介入は犯罪など特別のケースを除いて最も避けなければいけません。

今回のことは学校現場にとどまらず、学校外においても、多くの人が驚きや怒りをもって受け止めています。それにもかかわらず、教育委員会が「何ら問題ではない」といったことが、さらに大きな不安を招いているのが実情です。

今回の教育内容への干渉を黙認する教育委員会であるならば、教育基本法第16条1項に定める「教育は不当な支配に屈してはならない」という態度を貫けるのか、ということが問われます。また、こうした正当性が疑わしい行為が県立高校に及び、その結果様々な負の影響が生じています。教育の独立性を保ち、教育現場を不当な力から守ることは教育委員会の役割ではないでしょうか。

そこで教育長に伺います。今回の警察署からの問い合わせは非常に問題があると思いますが、どのように受け止めているのか伺います。また今後このような事態を招かないために、毅然とした対応が必要だと考えますが、どのような対応が必要と考えるか所見を伺います。

**桐谷教育長：**青葉署による県立高校への問い合わせについての教育委員会の認識についてです。7月に行われた参議院議員通常選挙における投票率の抽出

調査の結果が7月11日に公表され、横浜市青葉区などで18歳投票率が高いことが報じられました。この報道を受け、青葉警察署から管轄区域の県立高校に日頃の政治参加に係る学習活動についての問い合わせがありました。県立高校は警察署を含め地域のさまざまな機関と青少年の健全な育成や地域貢献などを目的として連携を図っています。

今回の問い合わせも、こうした連携の中で地域の情報を共有するために行われたものと認識しております。こうしたことから県教育委員会として、この件で対応していくことは考えておりません。

## 再質問

**君嶋議員：再質問をさせていただきます。**

まず今の警察本部長の回答に対してですけれども、青葉署の行為の根拠として、任意の協力ということでしたけれども、様々な行為、指導とかいろんなレベルがあるんでしょうけれども、具体的には何条に基づく行為ということが言えるか、その点を伺います。その点について、何ら問題がなかったと考えているのかどうかも併せて伺います。

**島根警察本部長：再質問にお答えいたします。**地域住民や関係機関との良好な関係を維持発展することは、警察の責務の達成に資することとなります。本件は、警察法に定める警察の責務に関し、任意でご協力をいただくものとして、問い合わせを行ったところでありまして、問い合わせの具体的な方法等を見ても、特段の問題はなかったと考えているところでございます。以上でございます。

**君嶋議員：再質問で続けて教育長にも伺います。**

日頃からの連携の一環でもあり、青葉署の行為については問題ではないという風に、教育委員会もとらえているということですが、これは防犯とは関係なく、それから日頃の連携とかということと全く関係がなく、主権者教育に関わる内容で聞かれているという風に思いますので、その違いをしっかりと踏まえることが必要だと思っています。その点で、教育長はこの違いについてどのようにとらえているのか、その認識を伺います。

続きまして教育長にもう一本、別の再質問です。県立川崎図書館の蔵書と機能を分散させず、市内存続を求めるという県民の声、それから当該自治体、議会の要望をしっかりと受け止めるということでしたが、その点では県立川崎図書館の企業支援に特化するという理由、これについて市民や自治体に、議

会にしっかり説明しているとは思えませんが、企業支援特化の理由は何でしょうか。そしてまたしっかり受け止めるというのであれば、この声を聴く機会、それから場所についても川崎市としっかりと協議すべきと考えますが、併せて所見を伺います。再質問は以上です。

**桐谷教育長：**今回の青葉警察署からの問い合わせは、青葉区の18歳の投票率が高かったことに関連して、政治参加にかかる学習活動について、地域における連携の一環として、情報共有のために問い合わせがあったものと認識しております。

続きまして川崎図書館の関係ですが、まず企業支援に特化する理由ということですが、川崎図書館のこれまでの歩みや蓄積、強みを活かしていく、ということで企業支援に特化してまいります。また県民の皆様の声ということですが、これまでも図書館を利用する団体の皆様などからご意見を伺っていますが、今後も伺ってまいります。それから市との協議につきましては、これまでも市教育委員会と話し合っておりますので、今後とも市教育委員会と話し合ってまいります。以上でございます。

## 意見・要望

**君嶋議員：**残り時間、要望を、意見を述べさせていただきます。

まず、警察に関しましては、任意の行動ということですが、現実には、現場では不安の声もあります。それから警察がこういったなかで、このような問い合わせを不用意に学校に行くということについては、現実によつて、様々な負の影響が生じています。そういった点では、今回が仮に完全に違法という風に言えない場合であっても、警察は確実に学校、それからその他学校外に対しても、そういった迷惑をかけているという風に思いますから、もっと謙虚な対応が必要かと思われまふ。

これは新聞にも雑誌にも取り上げられているところですから、何ら問題がないのであれば、こういった取り上げというのは存在しないと思います。現に学校では、そのことによつていろいろな圧力を感じています。今この日本社会は、憲法と言えは政治的だと言われ、9条と言えは会場を貸してくれない、そんな社会のなかですから、現に高校の若い教師が、投票に行くこと自体が政治的と言われるのではないかといつて悩んでいるといった声もあります。そういった点では、今後も決してこのような行為を行わないよう、強く求めたいと思います。

それから教育長につきましては、いわば被害者なわけですから、そういっ

た点では、実際に学校では不安や戸惑い生じていますから、そういったことを直視して、しっかりと、今後日常的な防犯の連携と違うということを踏まえて行動していただきたいと思います。私の方からは以上で意見表明を終わらせていただきます。